

なかのしま ほいくえん じゅうようじこうせつめいしょ
中之島ひばり保育園 重要事項説明書

ほいく ていきょう かいし どうえん せつめい ないよう つぎ
 保育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

めい しょう 名 称	しゃかいふくしほうじん むぎ ほ 社会福祉法人 麦の穂
しょ ざい ち 所 在 地	おおさかしふくしまくたまがわ ちょうめ ぼん ごう 大阪市福島区玉川1丁目6番2号
でんわばんごう 電 話 番 号	0 6 - 6 4 4 4 - 1 2 2 5
だいひょうしゃしめい 代 表 者 氏 名	りじちょう おおたに つねかず 理 事 長 大 谷 常 一

2 利用施設

し せつ しゅ るい 施 設 の 種 類	ほいくしょ 保育所
し せつ めい しょう 施 設 の 名 称	なかのしま ほいくえん 中之島ひばり保育園
し せつ しょ ざい ち 施 設 の 所 在 地	おおさかしふくしまくふくしま ちょうめ ぼん ごう 大阪市福島区福島1丁目1番51号 どうじま 堂島クロスウオーク401
れん らく さき 連 絡 先	でんわばんごう 電話番号 0 6 - 6 4 5 3 - 6 0 4 8 Fax 0 6 - 6 4 5 3 - 6 0 4 9
かん り しゃ 管 理 者	えんちょう よしおか かつひろ 園 長 吉 岡 一 博
たい しょう じ どう 対 象 児 童	じどうふくしほうおよ こ こそだ しえんほう さだ 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところ ほいく ひつよう しょうがっこうしゅうがくまえじどう により、保育を必要とする小学校就学前児童
にん か てい いん 認 可 定 員	さいじ にん 0 歳 児 7 人 さいじ にん 1 歳 児 1 0 人 さいじ にん 2 歳 児 1 0 人 さいじ にん 3 歳 児 1 0 人 さいじ にん 4 歳 児 1 1 人 さいじ にん 5 歳 児 1 1 人

利用定員	満3歳以上の児童	25人
利用児童数をもとに事業者が決定する定員	満1歳以上満3歳未満の児童	12人
	満1歳未満の児童	3人
開設年月日	平成20年6月1日	
事業所番号	2710051002527	
ホームページ	http://www.nakanoshima-hibari.jp/	

3 施設の目的・運営方針

中之島ひばり保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を保障し、その福祉を積極的に増進することにより、最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域のすべての子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

園舎	構造	鉄筋コンクリート構造 地下2階地上4階 うち4階部分の一部
	延べ面積	246.83㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	3室	保育室1：ひよこ組（満0歳児クラス）
		保育室2：りす組（満1歳児クラス）
		うさぎ組（満2歳児クラス）
		ぱんだ組（満3歳児クラス）
		保育室3：きりん組（満4歳児クラス）
		らいおん組（満5歳児クラス）
調理室	1室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成30年4月1日 厚生労働省告示117号）を踏まえ、以下の保育、その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供
下記8に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) 縦割り保育、一人一人を大切に作る保育。理解を深め、自己決定ができる。

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる。	1	1		
保育士	園児の保育全般を提供	9	5	4	
調理員	昼食、おやつ等の提供	2	1	1	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪市条例第49号）の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：00～19：30）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：30）
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：30）
栄養士	正規の勤務時間帯（7：00～19：30）
調理員	正規の勤務時間帯（7：00～19：30）

※ ローテーションにより、上記の職種の職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日と保育時間

午前7時～午後7時30分までの間で、保育を提供する時間は次のとおりとします。

2号 ・ 3号 にんてい 認定	平日	土曜	延長保育時間 (平日)	延長保育時間 (土曜)	休園日
保育標準時間認定 (最大11時間) 7時～18時	7時～18時		18時～19時30分	18時～19時	【日曜・祝日】 【夏期・冬期保育協力日】 8月13日～8月15日
保育短時間認定 (最大8時間) 8時～16時	8時～16時		7時～8時 16時～18時	7時～8時 16時～18時	1月4日 【冬期休園日】 12月29日～1月3日

※ 土曜保育について

法人内の施設（海老江ひばりこども園、玉川ひばりこども園）に集まり、共同保育を行います。
共同保育ができない時は自園で行うことがあります。事前にお知らせいたします。

尚、台風などの自然災害で保育園が休園となる場合については、別途お渡しする「保育園のしおり」をご確認ください。

8 保育を提供する時間は、次のとおりとします。

【2号認定及び3号認定】

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時30分（土曜日は19時）までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合
 8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に
 保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間
 を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。なお、上記
 以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から
 8時まで又は16時から19時30分（土曜日は19時）までの範囲内で、
 時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村に
 お支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

※入園後は2週間程度の慣らし保育があります。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時50分頃	15時頃	
5歳児		12時10分頃	15時頃	

※ 可能な限り、生活にあわせた個別対応を心掛けています。

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応（医療行為でもあり、医師の意見書が必要になります）

食物アレルギー対応マニュアルあり

※ 体調にあわせた食事を提供します

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1	0	

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育・障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科、小児科

医療機関の名称	まつたいいん 松下医院
医院長名又は医師名	まつた まさゆき 松下 正幸
所在地	おおさかふおおさかしふくしまくおおひらき ちょうめ ばん ごう 大阪府大阪市福島区大開 2丁目1番17号
電話番号	06-6461-0288

- (2) 歯科

医療機関の名称	はかたしかいん 伯田歯科医院
医院長名又は医師名	はかた ひろし 伯田 浩
所在地	おおさかしふくしまくたまがわ ちょうめ ばん ごう 大阪市福島区玉川 4丁目1番19号
電話番号	06-6441-2388

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> 自動火災報知機 有 誘導灯 有 ガス漏れ報知機 有 非常警報装置 有 非常用電源 有 スプリンクラー 有 その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
避難場所	大阪市立福島小学校 玉川ひばりこども園

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- 年に1回職員に対して虐待防止・人権研修を実施
- 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 窓口担当者 井上 淳介 ご利用時間 9:00 ~ 18:30 電話番号 06-6453-6048 FAX 06-6453-6049 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>
第三者委員	近藤 遼 電話番号 06-6461-1171
	大井 崇資 電話番号 06-6920-8817
	社会福祉法人 麦の穂 監事

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付
保険金額	315円 (年額)

20 **園児の利用状況** (毎年度5月1日現在)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	5人	0人	3人
1歳児	9人	8人	7人
2歳児	8人	7人	8人
3歳児	9人	9人	8人
4歳児	9人	8人	9人
5歳児	8人	8人	8人

21 **第三者評価の受審、自己評価の実施状況**

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	実施予定	令和7年5月実施予定
自己評価の実施状況	毎年度実施	1カ月に1回

22 **子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨**
なし

23 **当園におけるその他の留意事項**

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、 政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

区分 時間	2号認定		3号認定	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
延長保育（早朝） 7時～8時	市町村が定める 保育料	300円 (日額)	市町村が定め る保育料	300円 (日額)
8時～16時		市町村が定 める保育料		市町村が定 める保育料
16時～17時		300円 (日額)		300円 (日額)
17時～18時		300円 (日額)		300円 (日額)
18時～19時	2,900円 (月額)		2,900円	
19時～19時30分	5,900円 (月額)		5,900円	

※短時間認定の延長について7時～8時、16時～18時の3時間をご利用された場合は3時間で700円の料金となります。

【給食費等】

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
2号認定を受けた子どもに係る給食費	①月曜日～金曜日	月額 7,000円 (主食費1,500円) (副食費5,500円)
	②土曜日 ※2号認定の土曜日のお弁当は、用意ができない場合は、事前にお知らせください。	日額 給食 300円 おやつ代 50円
諸行事に係る費用 (一部負担)	・アルバム代 ・カリキュラム教材費	3・4・5歳児 月額 600円 0・1・2歳児 月額 300円
※その他（会場使用料、和太鼓、マーチング、ダンスのレッスン費など）に関する費用の一部をその都度実費徴収させていただきます。		

<p>えんそく かがいがくしゅうひょう 遠足、課外学習費用</p>	<p>【令和6年度実績】 らいおん組、きりん組（4・5歳児） ・プラネタリウム代240円 らいおん組、きりん組、ぱんだ組（3・4・5歳児） ・遠足代 ニフレル（バス代）2,000円</p>	
<p>スポーツ保険料</p>		<p>ねんがく 年額 315円</p>
<p>オムツリース代 (利用希望者のみ)</p>	<p>オムツ 月額 1歳未満3,500円 1歳以上2,500円 オムツカバー 月額1,950円</p>	
<p>ほいくぶつびん 保育物品</p> <p>当園指定のものは ありません。 必要があれば販売業者 を介して購入していただ きます。</p>	<p>【令和7年度の目安】 0・1歳児 名札150円、カラー帽960円、 雑費袋70円、スモック1,540円、 連絡ノート400円</p> <hr/> <p>2歳児 名札150円、カラー帽960円、 雑費袋70円、スモック1,540円、 連絡ノート400円、のり200円、 はさみ390円、クレパス620円、</p> <p>3歳児 名札150円、カラー帽960円、 雑費袋70円、出席ノート710円、 のり200円、はさみ390円、 クレパス620円、お道具箱460円、 粘土260円、粘土板640円、 粘土ケース340円、粘土ヘラ185円、 スモック1,540円、体操服(上)1,540円、 (下)1,870円、推奨服上着7,040円、 ズボン3,300円、スカート4,235円、 制帽2,640円、リュック3,135円</p> <p>※4歳児は年度の途中で鍵盤ハーモニカを 購入していただきます。(6,500円)</p>	